

第26号 令和6年8月1日 水道だより

群馬東部水道企業団

発行 群馬東部水道企業団 太田市浜町11-28 ☎0276-45-2731 <https://www.gtsk.or.jp>



企業団では、災害に備えて
給水車が5台あるよ。



企業団ではたらく車 給水車ってどんな車?

給水車は地震や災害で、水道から水が出なくなってしまうときに、飲料水や生活用水を運ぶ車です。
能登半島地震の時は、被災地に給水車を派遣して避難所や病院などへ水を届けました。



新しい給水車を購入しました。
1600ℓ(ポリタンク約88個分)
の水を運ぶことができます。緊急時にいつでも出動できるように日々のメンテナンスが欠かせません。

家庭でも「1人あたり3ℓ×3日分」
の飲料水の備蓄をてね。



企業団職員 募集

地方公務員 ・ 土木職
・ 設備職(機械・電気)

募集期間 8月19日(月)まで

試験日 9月1日(日)



お申し込みは
◀こちらから





おっきいなあ!

浄水場の見学

小学校の浄水場見学の受け入れをしています。

安全・安心な水になるまでいろいろなことをしているんだわ!



配水塔



配水ポンプ



水の実験

3市5町の小学生が社会科の授業で浄水場を見学しました。河川などの水から水道水がどのように作られているかを、興味を持って学んでくれました。



漏水調査の実施

水道管が原因となる事故を未然に防ぎ、大切な水を無駄にしないため漏水調査を実施しています。

調査期間 実施中(12月28日まで)

対象地域 太田市(新田・藪塚地区)、みどり市(全域)

二セ調査員に注意

- 調査は公道上で行います(漏水の疑いがある場合は、調査のために各戸の敷地内に立ち入ることがあります)。
- 宅内の水道管の調査や水質調査、浄水器の斡旋・販売などは一切行っておりません。
- 企業団が行う調査ですので、お客さまに費用を請求することはありません。
- 調査員は、企業団が発行した、腕章と身分証明書を身につけています。

「おかしいな?」と思ったら、調査員に身分証明書の提示を求め、企業団にご連絡ください。



【調査員イメージ】



群馬東部水道企業団 漏水調査業務委託者

水道メーターの交換

水道メーターの有効期間が満了する前に、交換を行っています。

水道メーターの有効期間はどれくらいなの?

水道メーターの有効期間は、計量法で「8年」と定められています。

交換費用は企業団が負担するので、お客さまに請求することはありません。



交換期間(令和6年度)

1期目	5月21日～ 6月10日
2期目	8月21日～ 9月10日
3期目	9月21日～10月10日
4期目	10月21日～11月 8日

※対象となるお客さまには交換期間、工事業者名などを記載したお知らせを郵送します。
※屋外作業ですので、お留守でも実施します。



「給水停止の予告」などの詐欺メールにご注意ください!

水道料金に関する不審なメールが届く事例が報告されています。このメールでは料金の支払い先がリンク形式で表示され、リンク先をクリック・タップすると、不審なサイトへ誘導されます。企業団では、お客さまに給水停止や料金の支払いをメールでお知らせすることはありません。心当たりのないメールは開封せず、削除してください。万が一、開封してしまった場合でも、リンク先のURLはクリック・タップせず、削除してください。



水道料金の支払いに関する不審なメールには、注意してね。

問い合わせ先

●太田本所

太田市浜町11-28
☎0276-45-2731
FAX 0276-45-2735

●館林支所

館林市広内町3-10
☎0276-80-3201
FAX 0276-75-4134

●みどり支所

みどり市笠懸町鹿288-1
☎0277-32-3770
FAX 0277-32-3773

●営業日・時間●

月～金曜日(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分

